



自転車運転される方へ

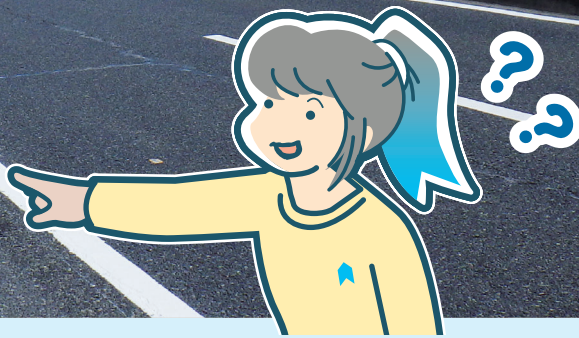
道路の左側に描かれた



ってなあに?!

自転車は車道の左側通行が原則!

青矢羽根に沿って、車道を走ろう!



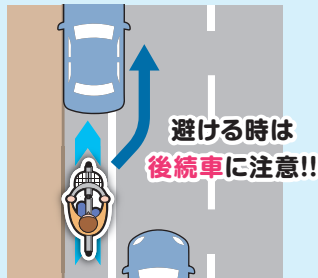
青矢羽根は自転車の通行位置と方向を示しています!

青矢羽根は、自転車の通行位置と方向を明示するだけでなく、自動車ドライバーに対しても車道上の自転車の通行位置を知らせる路面表示です。

通行する時の主なルール

車道左側の青矢羽根上を通行
逆走は厳禁!

停車車両がいる時は
車道中央側へ避ける



道路交通法の改正による新たなルール

ながらスマホは
罰則対象!
(R6年11月~)

自転車の交通反則通告制度
(青切符)が導入!
(R8年4月~)

運転中の主な禁止行為

手で持つでの
・通話
・画面の注視



・信号無視
・ながらスマホ
・逆走
などの行為に
反則金が発生



自転車安全利用五則

五則は令和4年に
改正されました!!
詳しくはコチラ



- 1 車道が原則、左側を通行 / 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/bicycle/>

兵庫県道路交通環境安全推進連絡会議

ちゃんと知ってる？ 自転車の交通ルールと罰則 3選

ルールを破ると
危険だけでなく
“罰金”
もあり得るよ…



1 車道を通る時は
クルマ用信号にしたがって
青矢羽根上を通行!

交差点では、クルマ用信号*にしたがって、
横断歩道ではなく、青矢羽根上をその
まま通行しよう!

左折するクルマは、青矢羽根上まで
左寄せするから注意してね!

信号に従わなかったら…
5万円以下の“罰金”等

※歩行者・自転車専用標識がある場合は、歩行者用
信号にしたがいます。

横断歩道を通る時は、
歩行者用信号にしたがう!

2 クルマが止まっている時は
車道中央側へ!

青矢羽根には、クルマが停まっている
こともあるよ!
そのときは、後ろを確認して、かっこ
よく右側からかわそう♪

避ける時は
後続車に注意!!

急な進路変更をしてしまうと…
5万円以下の“罰金”等

クルマに抜かれるときは、できるだけ
左側へ寄るのがスマート!

3 歩道を通る場合は
歩行者を優先すべし!

この標識があれば、
自転車は歩道を通行
してもよい
芦屋市の青矢羽根の設置
区間はこの標識がある

普通自転車等および
歩行者等専用

※13歳未満・70歳以上・身体の不自由な方や
一時的に歩道の通行がやむを得ない状況の
場合も、自転車は歩道を通行できます。

歩道を通る場合は、歩行者第一
で、車道側をゆっくり通行しよう!
すぐに一時停止できるように、歩行者
の動きに注意しておこう。

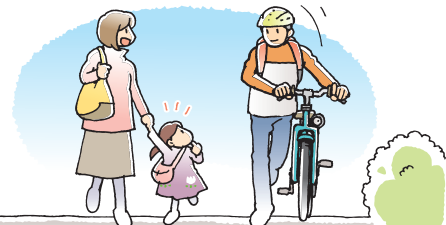
歩行者の通行を妨げてしまったら…
2万円以下の“罰金”等



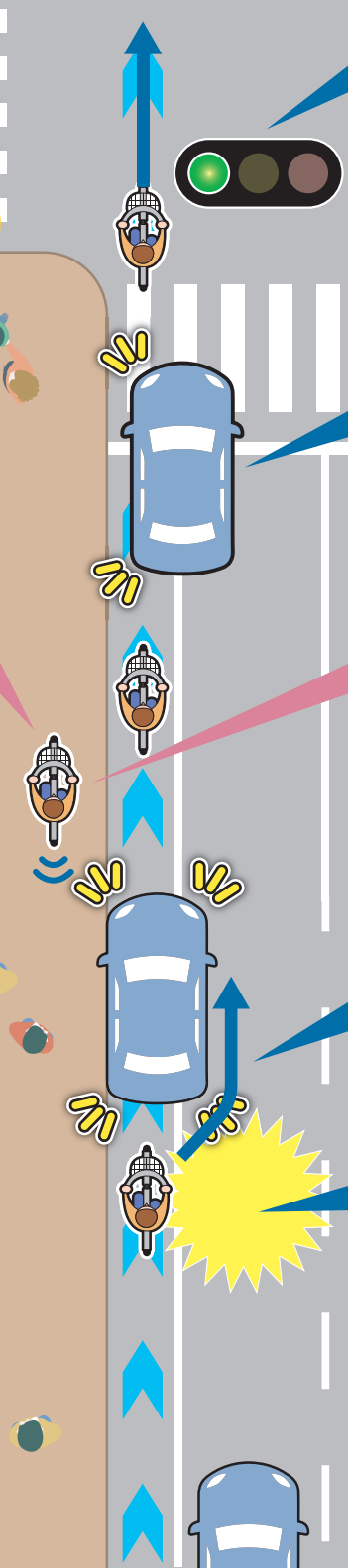
普通自転車等および
歩行者等専用

※13歳未満・70歳以上・身体の不自由な方や
一時的に歩道の通行がやむを得ない状況の
場合も、自転車は歩道を通行できます。

歩道を通る場合は、歩行者第一
で、車道側をゆっくり通行しよう!
すぐに一時停止できるように、歩行者
の動きに注意しておこう。



歩行者の通行を妨げてしまったら…
2万円以下の“罰金”等



問合せ



国土交通省 近畿地方整備局
兵庫国道事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町3-11
☎078-334-1600(代) ホームページ⇒ <https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/>

きまったぜ…!!

